

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

滋賀国民年金 事案 1008

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から51年12月までの期間、53年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から51年12月まで
② 昭和53年6月及び同年7月

オンライン記録では、申立期間①は未加入に、申立期間②は未納になっているため、年金事務所に確認したところ、申立期間①及び②に係る国民年金保険料は還付されたとの回答であったが、国民年金保険料の還付に関わる記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間①及び②については、保険料が一旦納付されたことが確認できる。

また、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者期間については、昭和45年4月1日資格取得、47年3月26日資格喪失、その後、別の事業所において、52年1月27日資格取得、53年6月1日資格喪失の記録が確認できることから、申立期間①及び②については、いずれも国民年金の強制被保険者期間である。

さらに、国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間①に係る資格記録として国民年金の被保険者資格取得日が昭和47年3月26日、被保険者資格喪失日が52年1月27日と当時の記載が確認できることから、申立期間当時、国民年金の強制被保険者期間であると把握されていたと推認できるところ、後日、理由は不明であるが、申立期間①に係る資格記録が取り消され、未加入期間とされたため、一旦納付された申立期間①に係る保険料が還付されていることが確認できる。

申立期間②の保険料については、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和53

年10月及び54年9月の二度にわたって保険料還付手続が行われたことが確認できるが、申立人は当時強制被保険者であり、還付日からも、納付期限内に納付されたことが推認できるため、当該期間の保険料を還付された理由が見当たらない。

以上のことから、申立期間①及び②については、誤って還付手続が行われたことが認められ、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年11月30日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月30日

A社から平成18年11月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成18年11月30日の標準賞与額（10万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで

オンライン記録では、平成10年2月28日にA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日にB社において被保険者資格を取得したことになっているため、未加入期間が生じているが、両社はグループ会社であり、継続して勤務し、保険料も控除されていたので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、雇用保険の記録及びA社の事業を継承したC社の回答により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は平成10年2月28日であることが確認できるとともに、事業主は申立人の異動日を同年3月1日と回答していることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び平成10年1月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成10年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事

務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 1016

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日について、その主張する標準賞与額（44万円、44万円、46万円及び48万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を44万円、44万円、46万円及び48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月25日
② 平成19年12月28日
③ 平成20年7月25日
④ 平成20年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において、その主張する標準賞与額（44万円、44万円、46万円及び48万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成19年7月25日、同年12月28日、20年7月25日及び同年12月26日の標準賞与額（44万円、44万円、46万円及び48万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における20年1月及び同年2月の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年3月1日から21年2月25日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年3月から21年1月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月1日から21年2月25日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間においても、毎月の給与額及び保険料の控除額は申立期間前と何も変わっていない。しかし、国（厚生労働省）が記録している申立期間に係る標準報酬月額は申立期間前よりも引き下げられており、これは会社の経営状態が思わしくなかったためと思うが、調査をして実際に支給されていた給与額に基づく年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年1月1日から21年2月25日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日

において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年1月1日から同年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年3月1日から21年2月25日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成20年1月1日から同年3月1日までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所が保管している平成20年1月に係る月額変更届及び賃金台帳から、事業主がオンライン記録に相当する報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年3月1日から21年2月25日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年3月から21年1月までは11万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額28万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年3月から21年1月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月21日から59年10月1日まで
A社に在籍していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が34万円になっているが、この期間の前後と同じ41万円であったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、前の勤務先であるB社から出向により異動になった。自分の意志での異動ではないため、給与が下がるわけではなく、申立期間の標準報酬月額がその前後と比べて下がっていることに納得いかない。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは高齢のために証言を得ることはできず、同僚への照会でも、申立人の主張を裏付ける関連資料及び具体的な回答を得ることはできなかった。

また、申立人が、「当時の社会保険事務は、関連会社であるC社が行っていた。」と証言していることから、C社に照会したところ、事業主は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないため、詳細は分からないが、当時から事務手続を社会保険労務士に委託しており、正しい届出がされていると思う。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月 13 日から 35 年 3 月 20 日まで
② 昭和 36 年 1 月 4 日から 38 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 4 日から 42 年 1 月 21 日まで

脱退手当金を受け取った記録になっていることは、60歳の時に社会保険事務所（当時）へ受給額についての相談に行った時に初めて聞いたが、天地神明に誓って受け取っていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年3月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の前後約50人に記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した27人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は13人であり、そのうち申立人を含む8人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、当該事業所においては、事業主による代理請求がなされていた可能性がうかがえる。

さらに、前述の脱退手当金の受給が確認できる13人のうち、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者名簿に「脱」の表示が記されている同僚9人に照会したところ、6人から回答があり、そのうち5人が、「脱退手当金を受け取った。」と回答している。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 1 月 26 日まで

夫は、昭和 14 年 3 月に A 学校を卒業して、B 社に入社し、同社の C 工場
で D 担当として継続して勤務していたのに、厚生年金保険が適用となった
19 年 10 月からの記録が無いいため、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて
行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「昭和 14 年 3 月に A 学校を卒業した後、同年 4 月に B 社に
入社し、同社 C 工場において D 担当として、申立期間も継続して勤務してい
た。」と主張している。

しかしながら、B 社の事務委託先である E 社の担当者は、「申立期間につい
ては、関係書類の保存がされていないため申立人の勤務実態は分からないが、
当社の記録では、C 工場は昭和 18 年 6 月に閉鎖されていることが確認でき
る。」と回答している。

また、事業所名簿では、B 社 C 工場に係る厚生年金保険の適用事業所として
の期間が確認できないものの、オンライン記録で同事業所の資格が確認できる
複数の被保険者の資格喪失日から、昭和 18 年 7 月 31 日に適用事業所ではな
くなくなったと推認される。

さらに、申立人の妻及び申立人の妹から、申立人に従軍経験があるとの証言
が得られたため、申立人の軍歴について、申立期間当時の本籍地である F 県に
照会したところ、昭和 15 年 2 月 28 日に陸軍に召集、19 年 12 月 30 日に召集
を解除された記録があり、この期間について軍人恩給を受給していることが確
認できることから、同期間に厚生年金保険被保険者となることはできない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、B社G工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和20年1月26日と記載されており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の被保険者資格の取得日とも一致している。

なお、前述の二人の証言に基づき、B社に入社後、初めて配属されたのが同社のC工場であるとするれば、A学校卒業後の昭和14年4月から、陸軍に召集された15年2月までの期間に勤務していたことになるが、この期間は労働者年金保険法（現在は、厚生年金保険法）の制定前の期間であるため、厚生年金保険被保険者となることはできない期間である。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月15日から22年2月1日まで

申立期間の勤務状況及び保険料控除については、遠い昔のことなので証拠になるものは何も残ってないが、戦後の混とんとした社会で毎日の生活に追われていた時代であり、当時の安月給での社会保険料は重い負担であったが、納めていたはずである。国（厚生労働省）の記録では、A社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和22年2月1日となっており、申立期間の記録が無く納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細かつ具体的な供述から、申立人は申立期間において、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店には申立期間当時の資料が保存されていない上、申立期間当時の支店長及び事務担当者とは連絡が取れないため、当該事業所における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社B支店の現在の事務担当者は、「はっきりとした期間は分からないが、申立期間当時は試用期間があって、その期間は厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」と回答している上、同僚の一人は、「私は昭和22年1月初めに入社したが、国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年2月1日になっている。」と供述していることから、当該事業所は、全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な

点も見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 18 日から 41 年 12 月 16 日まで

私は、A事業所を退職後、B社会保険事務所(当時)へ出向いた際に、一時金として4万円ぐらいもらえるとの説明を受け、その後、脱退手当金を銀行の口座へ振り込んだと聞いたが、当時、私は、銀行に口座を開設しておらず、入院していたので、脱退手当金を受け取ることができなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社会保険事務所から説明を受けたと記憶する一時金の支給金額は申立人のオンライン記録上の脱退手当金の支給金額(3万7,424円)とほぼ一致している。

また、申立人が勤務していたA事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和41年12月16日)から3か月後の昭和42年3月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、脱退手当金については、社会保険事務所から銀行口座に振り込んだと聞いた旨主張しているところ、脱退手当金の昭和40年当時の支払方法は、申立人の主張する銀行振込のほか、直接、社会保険事務所に出向き、現金にて支払う方法及び脱退手当金を裁定した社会保険事務所が、受取人に最も便利と認められる銀行又は郵便局を指定し、受取人がこれら金融機関に出向き、直接現金にて支払う方法もあることから、当該主張のみをもって脱退手当金を受給していないものと判断することはできない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。